

自然災害における臨時休業等の対応について

北海道美幌高等学校

1 臨時休校とする場合

- (1) 学校所在地に「気象等に関する特別警報」が登校時刻以前に発令された場合。
- (2) 上記(1)以外で、学校所在地に気象等に関する警報等が発令され、
 - ①学校所在地に、町から避難指示や避難勧告等が発令された場合。
 - ②5:30 の段階で、生徒が利用する公共交通機関（JR 及び町内バスの両方）が運休するなど通学が困難となった場合。
 - ③学校の施設・設備が損壊するなど、授業を行うことが困難になった場合。

確認事項

- ①臨時休校等が前日から決まった場合は、保護者宛文書を生徒に配付し、HP にも掲載します。
- ②当日の朝、臨時休校等が決まった場合は、6:30 までに各クラスの緊急連絡網でお知らせし、HP にも掲載します。

2 自宅待機とする場合

- (1) 居住している地域や、通学に使用している JR・バス等の公共交通機関が運休、あるいは通学路の一部が閉鎖するなど通学が困難な場合。
- (2) 居住している地域の天候や道路状況により、各家庭で通学が困難であると判断した場合。

確認事項

- ①自宅待機の場合は、原則として、学校からの連絡はありません。保護者が判断した時点で担任または学校へ連絡してください。
- ②自宅待機で欠席した場合は「自然災害等による公欠」になるので、危険回避を最優先とし、無理に登校しないでください。

※ご不明な点等については、学校までお問い合わせください。

担当：教頭 ☎ 0152-73-4136